

平成30年度第1回狭山市廃棄物減量等推進審議会

開催日時 平成30年7月17日（火） 午前10時から午前11時50分

開催場所 狭山市役所604会議室（6階）

出席者 川端委員、池田委員、関根委員、横山委員、室岡委員、吉川委員、
林委員、中村委員、田口委員、畔上委員、鎌田委員、山口委員、
吉浦委員 以上 13名

欠席者 古屋委員、山梶委員

事務局 吉田環境経済部長、神田環境経済部次長、立川資源循環推進課長、
吉田奥富環境センター所長、小巖主幹、小林稻荷山環境センター副所長、
資源循環推進課橋本主幹、岡主査

傍聴者 なし

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 会長・副会長の選出

会 長 関 根 常 行 委 員

副会長 吉 浦 亜 矢 子 委 員

6 議 題

（1）清掃行政の概要について

事務局 廃棄物の概念、廃棄物の処理フロー、処理施設、平成29年度ごみ処理経
費、平成29年度ごみ収集量（見込）について説明する。

[質疑応答]

議 長 これに関して、意見・質問があればお願いします。

委 員 搬出目標の家庭系ごみ（一人1日の搬出量）について、平成33年度計画

- 目標値が示されているが、どのような取組みを行い、減量するのか。
- 事務局 ごみの減量方策として、もやすごみの削減に取り組んで行く。中でも、「雑がみ」の分別推進、生ごみの分別・発生抑制を推進していく。
- 委員 資料では、産業廃棄物は別扱いとなっているが、市内事業所のごみは、狭山市の施設には持ち込まれていないのか。
- 事務局 事業活動において排出されるごみの中には、産業廃棄物にあたらぬ、紙ごみなどの一般ごみも含まれます。これについては、事業系一般ごみとして、稲荷山環境センターに持ち込まれるものもあります。産業廃棄物と定義されるものは、狭山市の施設には持ち込めません。
- 委員 産業廃棄物は品目による。例えば（資料にある）廃油、廃酸は産業廃棄物。紙くず等は、どこから排出されたかで、産業廃棄物か一般廃棄物かに区別される。製紙業からのものは産業廃棄物で、事務系の事業所の紙は事業系一般廃棄物となる。一般廃棄物は、市町村での処理となる。
- 事務局 同じ食品残渣でも、レストランで残ったもの（食べ残し）は事業系一般廃棄物なので、稲荷山環境センターへ持ち込まれます。食品工場で作ったもの、製造の過程で残ったものは、食品製造業者なので、産業廃棄物となります。稲荷山環境センターに持ち込まれる事業系一般廃棄物で多いのはレストランでの食べ残し、老人福祉施設の紙オムツなどが、事業系一般廃棄物として持ち込まれている。産業廃棄物は市の施設では処理しないものとなっている。
- 委員 市で管理しなくて良いごみ、法的に処理しなくて良いごみは、狭山市以外で処理することになるが、狭山市の清掃行政については、反映されないことになるが良いのか。
- 委員 法で定められている廃棄物の処理は、事業系の一般廃棄物を含む、一般廃棄物の処理である。産業廃棄物は、個々の事業活動にともなって出る廃棄物であって、これは、市町村が処理すべき義務はない、事業活動者が、独自に処理をするものであって、市町村が関係するものではないという事ですか。
- 事務局 産業廃棄物は、市の施設では処理できないようなものが多くあり、そのようなものは、民間で処理技術を持った業者がおります。市内にも、処理技術を持った産業廃棄物処理業者がございます。市内で排出される産業廃棄物が全部、市外、県外へ排出されるのではなく、産業廃棄物の種類により、それぞれ処理できる所へ、責任を持って、排出されています。
- 委員 市内工業団地には多くの事業所があるが、そのような所からの産業廃棄物の排出量等は、狭山市のごみ処理計画等の目標値や実績値に含まないということですか。
- 事務局 市町村が責任を負うのは、一般廃棄物の処理についてであって、産業廃棄物の排出量については、把握していません。
- 委員 ごみの分別は、市町村によって違うが、狭山市の場合、ビニール袋、スーパーの買い物袋は、何に分類されるのか。
- 事務局 狭山市では、プラスチックとして分類しています。
- 委員 ケチャップ、マヨネーズなどの容器については、何に分類されるのか。

- 事務局 分類としてはプラスチックごみとなる。食品の容器等は、できるだけ汚れを落とし、水を切ってもらおう。それが難しい場合はもやすごみへ入れてもらいます。
- 委員 家庭菜園から出る、廃ビニールは家庭ごみとして扱われるが、農業者の廃ビニールの扱いは、小分けにしても産業廃棄物となるのか。
- 事務局 事業活動による場合は、産業廃棄物となる。家庭菜園からのものは、一般廃棄物となるが、排出の際には、処理の妨げにならないよう、細かく裁断し、小分けにして集積所に出してもらいます。
- 委員 プラスチックは資料中、民間で処理選別となっている。どのような選別をするのか。
- 事務局 プラスチックの収集については、市町村によって異なり、容器包装リサイクル協会のプラマークのある「容器包装プラスチック」だけを集めている市町村がほとんどだが、狭山市は、プラマーク以外のプラスチック、例えば、プラスチックのみできているおもちゃやバケツなどの硬質プラスチックも「プラスチック」として収集している。そこで、プラスチックが運ばれた中間処理施設では、容器包装プラスチックとそれ以外の硬質プラや発泡スチロールに選別し、協会へ引き渡すものは圧縮・梱包し、それ以外のものは独自のルートで再資源化している。
- 委員 少し戻りますが、5年毎に見直しの埼玉県廃棄物処理基本計画というものがあ、その中では、一般廃棄物と産業廃棄物の処理目標を定めています。産業廃棄物については、5年間で10%の削減と定めています。産業廃棄物は搬出の際、マニフェストという書類を付けることとなっていて、事業者は毎年マニフェストを県に報告する義務があり、これにより、正確に排出量を把握することができます。県では、これを集計し、また事業者への指導、講習会等を行い、排出量の減量につとめています。県内で最終処分できる所は少ないので、県外での処分となっています。
- 委員 次の議題の災害廃棄物処理計画に関連して、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されるわけですが、災害廃棄物がどのように区分されるのか。一般と産廃と法令等により、別に区分するものなのか。
- 事務局 被災した家庭から非出されるごみは、一般廃棄物。被災した事業所からの廃棄物のうち、一般廃棄物以外の事業活動に伴い発生する廃棄物は、産業廃棄物の扱いとなることから、災害ごみについても、一般廃棄物と産業廃棄物のいずれかに区分されます。

(2) 災害廃棄物処理計画について

- 事務局 災害廃棄物処理計画の必要性や県内及び近隣市町村の策定状況を報告し、今後の計画策定に向けた素案の概要について説明した。

[質疑応答]

- 議長 これに関して、意見・質問があればお願いします。
- 委員 土砂災害の際の、対応は。
- 事務局 水害については、狭山市地域防災計画に浸水家屋数等の具体的な被害想定

がされていないことから、土砂等の災害廃棄物の発生量を見積もることができておりません。

委員 平成28年度の市内水害の際の廃棄物処理量の実績値は。

事務局 只今、手元の資料で確認できるものでは、稲荷山環境センターに持込まれた廃棄物は、9.5トンになります。その他、奥富環境センターへの不燃物もあります。

(※平成28年台風9号に伴う環境センターへの持ち込みと収集による廃棄物の搬入量は、50.8トン)

委員 素案で想定する災害は、地震が中心となっているので、計画名に地震編と表記した方がよいのではないか。

事務局 処理計画は、地震だけのものではなく。水害についても含まれるものです。計画での廃棄物の処理量を算定する際には、地域防災計画の地震想定 of 被災家屋数をもととしております。水害については地域防災計画の中でも想定しておりますが、被災家屋数等はでていない状況です。このことから、災害廃棄物の発生量は地震想定となっておりますが、処理計画に水害想定が含まれていないということではありません。水害に比べ、地震の方が1棟当たりの排出量が多いことから、計画の想定量を上回ることはないと考えています。処理計画は、水害も含む全体の処理計画との位置づけです。

委員 全壊、半壊数の根拠は。

事務局 危機管理課の狭山市地域防災計画での数値です。

委員 以前の防災計画では、首都直下地震の想定だったかと思うが、今は立川断層による地震なのか。

事務局 地域防災計画では、首都直下地震の想定もありますが、最大被害想定は立川断層による地震となっております。

7 その他(事務局より説明)

ごみ減量推進啓発活動について

- ・3010運動について
- ・雑がみの分別推進について

8 閉 会

提出資料

(委員全員)

- ・平成30年度第1回狭山市廃棄物減量等推進審議会 次第
- ・資料1 清掃行政の概要について
- ・資料2 狭山市災害廃棄物処理計画 素案
- ・廃棄物減量等推進審議会委員名簿/担当職員名簿
- ・清掃行政の概要 平成29年版(平成28年度実績)
- ・残さず食べよう3010運動チラシ
- ・雑がみ回収袋

(新任委員等対象者)

- ・ 個人番号提供のお願い
- ・ 支払口座登録申請書【個人用】
- ・ 返信用封筒（会計課あて）